五　アンギラ	
六～十四　［略］	
十五　オマーン	
十六～十八　［略］	
十九　キューバ	
二十～三十五　［略］	
三十六　ドミニカ国	
三十七～五十　［略］	
五十一　ボツワナ	
五十二～六十三　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	［号を加える。］
五～十三　［同上］	
［号を加える。］	
十四～十六　［同上］	
［号を加える。］	
十七～三十二　［同上］	
［号を加える。］	
三十三～四十六　［同上］	
［号を加える。］	
四十七～五十八　［同上］	

その他告示

○金融庁告示第四十五号

協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、ウリ信用組合に対し、業務の一部停止を命じたので、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月七日

金融庁長官　伊藤　豊

一　業務の一部停止の範囲

令和八年七月十四日から同年八月十三日までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、当組合において命令発出日前に借入れの申込みを受けている者及び預入れの申込みを受けている者を除く。）に対する貸付け及び預金の受入れを停止すること。

二　命令発出日

令和八年六月十二日

○外務省告示第二百二十一号

令和八年一月二十七日にオタワで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年六月十六日に効力を生じた。

令和八年七月七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

日本国政府及びカナダ政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

防衛の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1　一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当該事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもの、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛協力を強化するためのものとする。

2　個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1　前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、二の国別委員部で構成される。日本側委員部は、次の者で構成される。

防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者

カナダ側委員部は、次の者で構成される。

外務・貿易・開発省又はその後継機関の一の代表者
国防省又はその後継機関の一の代表者
公共事業・政府サービス省又はその後継機関の一の代表者
産業省又はその後継機関の一の代表者

3　移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4　移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。

5　この協定を実施するため、移転される防衛装備品及び技術、その移転の当事者となる者並びにその移転の詳細な条件を特に定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。カナダ政府の権限のある当局は、場合に応じて、外務・貿易・開発省、国防省、公共事業・政府サービス省及び産業省又はこれらの後継機関の一又は二以上とする。

第三条

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに前条5に規定する細目取極において決定する目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

2　一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員及び委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

一方の締約国政府は、自国の関係法令及び他の適用のある両締約国政府の間の国際約束に従い、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に関して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月二十七日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
山野内勘二

カナダ政府のために
デービッド・マクギンティ

○外務省告示第二百二十二号

令和八年六月九日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年七月七日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、経済の強靱（じん）性向上・エネルギー供給安定化のための緊急支援借款として、アジア開発銀行による経済運営・ガバナンス強化プログラムに基づくバングラデシュ人民共和国政府による中東情勢への対応（以下「計画」という。）においてバングラデシュ人民共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることとなる。